

「平泉の文化遺産」シンボルマーク・ロゴ使用承認基準

岩 手 県
(社)平泉観光協会
平成20年3月12日制定

(目的)

第1 この基準は、「平泉の文化遺産」の新たなイメージ形成の一環として策定したシンボルマーク、ロゴ(以下「マーク等」という。)の使用承認の基準に関して必要な事項を定める。

(デザインの基準)

第2 マーク等のデザイン、仕様は、別添「シンボルマーク・ロゴタイプ使用ガイド」に基づくものとする。

(使用承認の範囲)

第3 使用承認の範囲は、「平泉の文化遺産」のイメージの普及や周知に寄与すると認められる場合とし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、これを承認しない。

- (1)「平泉の文化遺産」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (3)「シンボルマーク・ロゴタイプ使用ガイド」に反する使用のおそれがある場合
- (4) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (5) 別紙に掲げる機関、団体が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (6) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用承認の期間)

第4 マーク等の使用承認の期間は、承認日の属する年の末日までとする。
ただし、平成20年中に承認を受けたものについては、翌年末までとする。

(使用料、手数料)

第5 マーク等の使用料及び手数料は無償とする。

(遵守事項)

第6 使用者は、使用承認のあった範囲内でのみ使用するものとし、それ以外に使用しようとする場合は改めて使用承認を得るものとする。

(使用者の責務)

第7 使用者は、マーク等の使用に際しては信義を重んじ、本基準に基づき誠実に使用しなければならない。

また、マーク等の使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が誠意を持って速やかに対処するものとし、県及び協会は一切の責任を負わない。

別紙

第3(5)に規定する機関及び団体

岩手県
一関市
奥州市
平泉町
(財)岩手県観光協会
(社)一関観光協会
花泉町観光協会
千厩町観光協会
東山町観光協会
大東観光物産協議会
室根山観光協会
(社)水沢観光協会
江刺観光物産協会
前沢観光協会
胆沢町観光協会
衣川観光物産協会
(社)平泉観光協会
中尊寺
毛越寺
達谷西光寺